

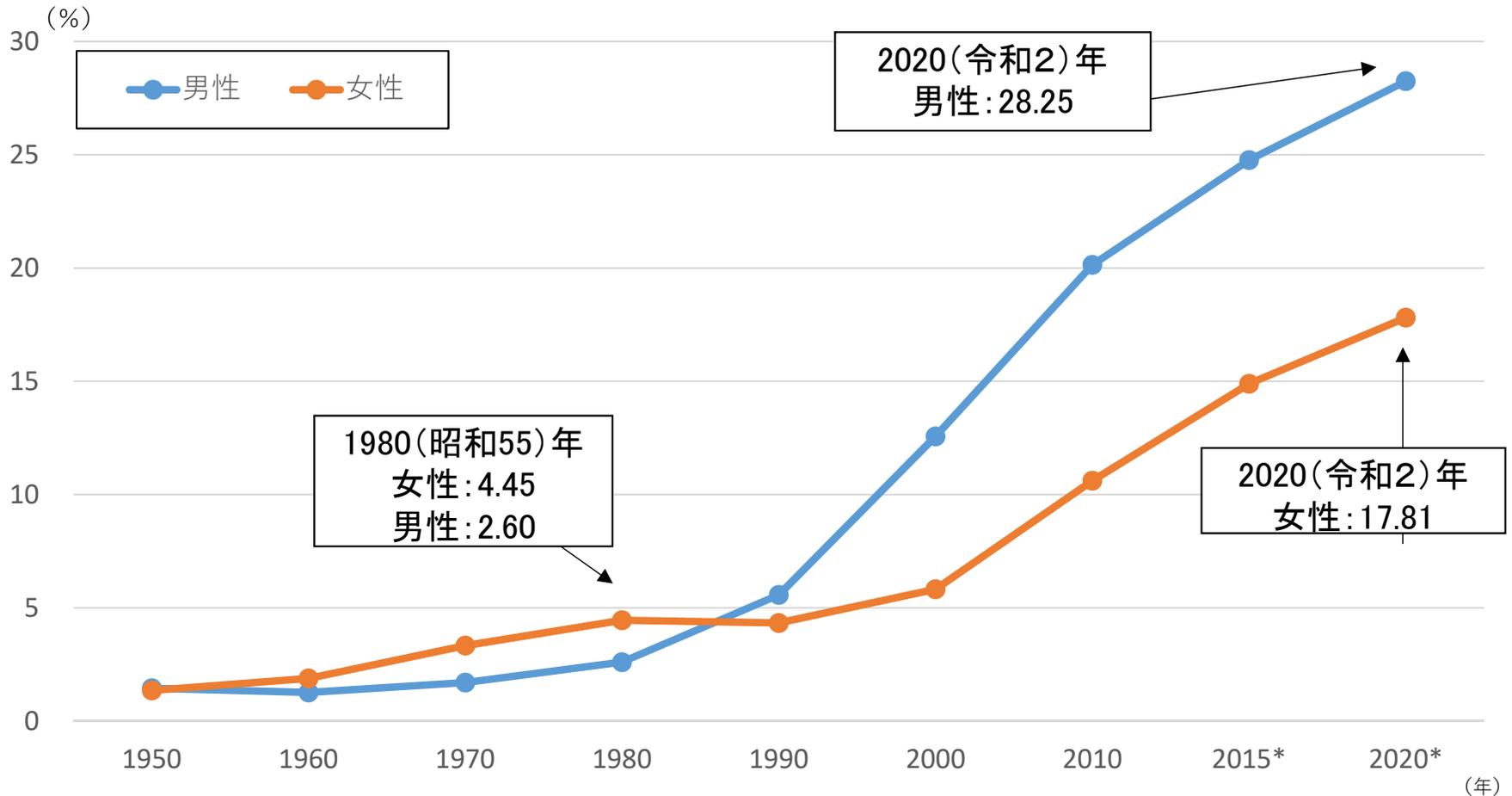
こども・子育て政策について

内閣府副大臣
和田 義明

こどもまんなか
こども家庭庁

50歳時の未婚割合の推移

◆ 2020年時点で、男性の約3.5人に1人、女性の約5.6人に1人が、50歳時に未婚。



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2022」より作成。

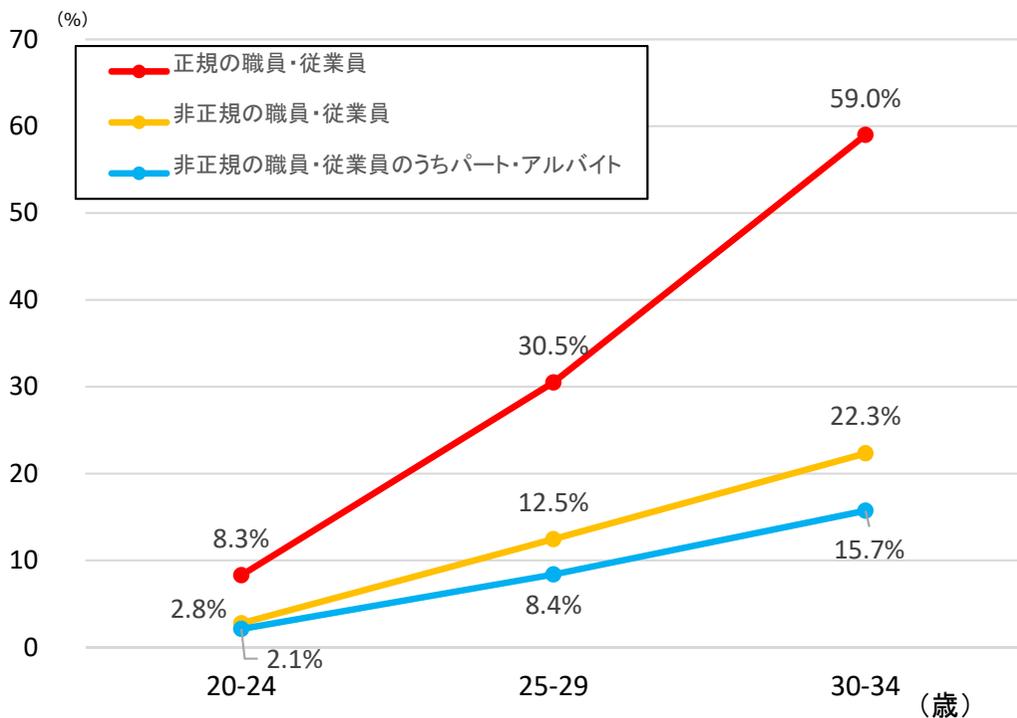
※ 総務省統計局『国勢調査報告』により算出。45～49歳と50～54歳未婚率の平均値。

※ * 配偶関係不詳補完結果に基づく。

有配偶率（男性の従業上の地位・雇用形態別、年収別）

- ◆ 男性の若い世代の有配偶率についてみると、正規雇用に比べて、非正規雇用の男性が顕著に低い。
- ◆ 男性の年収別にみると、いずれの年齢層でも一定水準までは、年収が高い人ほど、配偶者のいる割合が高い傾向。

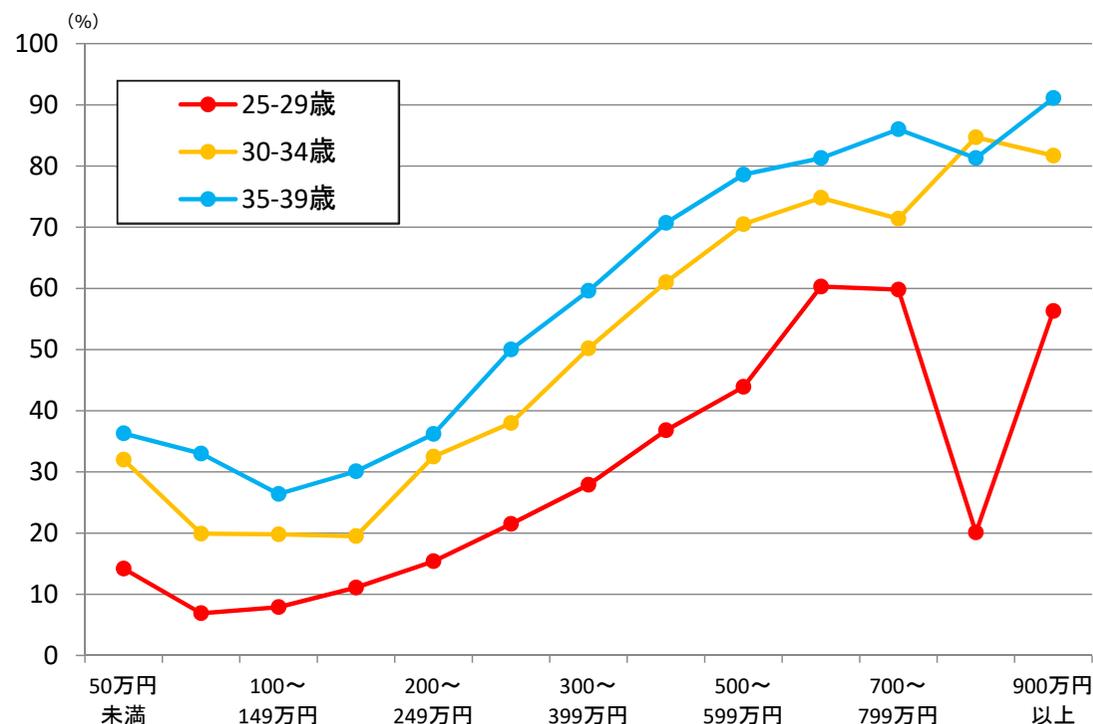
男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率



資料: 総務省「平成29年就業構造基本調査」を基に作成。

注: 数値は、未婚でない者の割合。

男性の年収別有配偶率

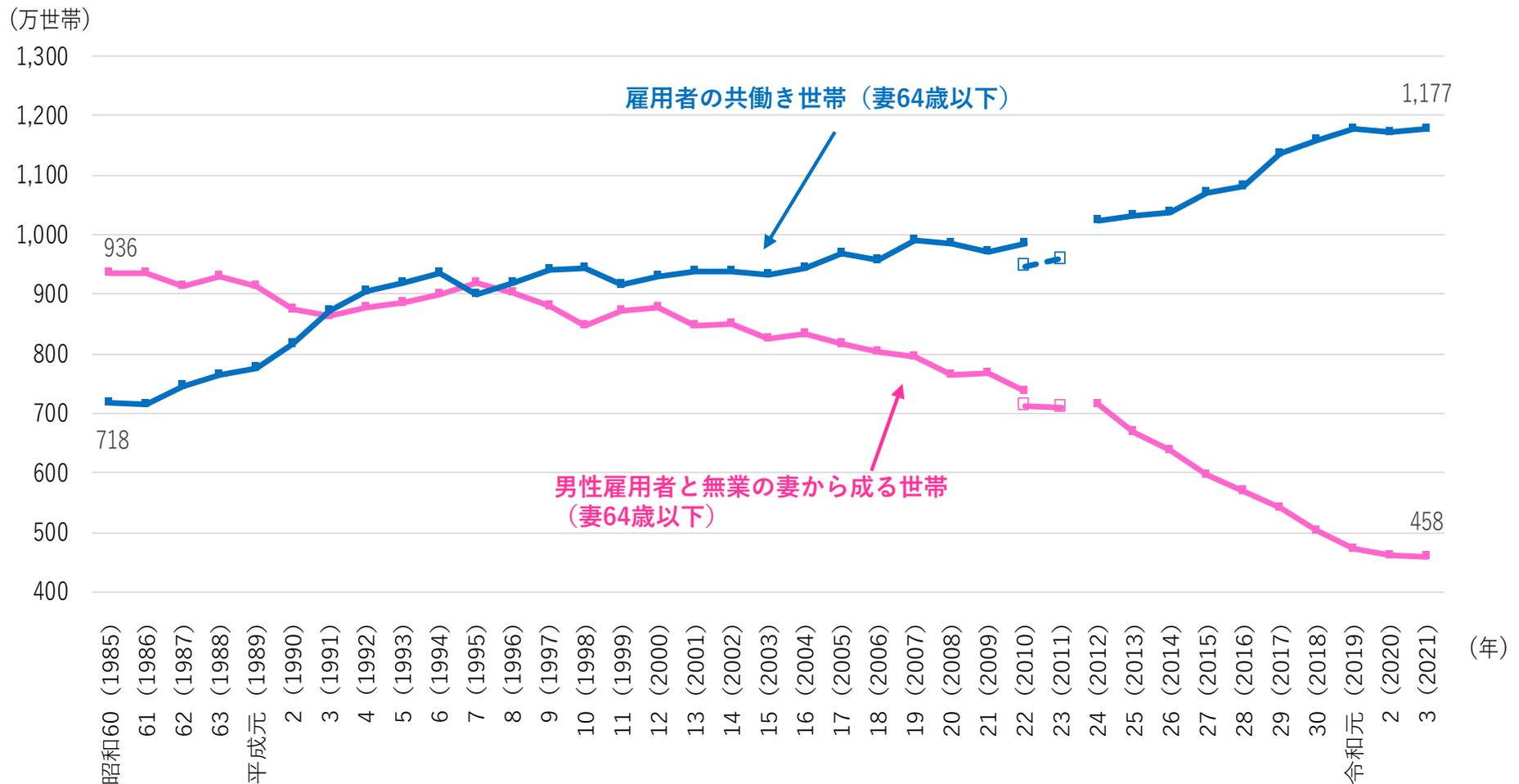


資料: 労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③—平成29年版「就業構造基本調査」より—」(2019年)

注: 本資料は、労働政策研究・研修機構が独自に「就業構造基本調査」を二次集計・分析したもの。2017年時点。

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）

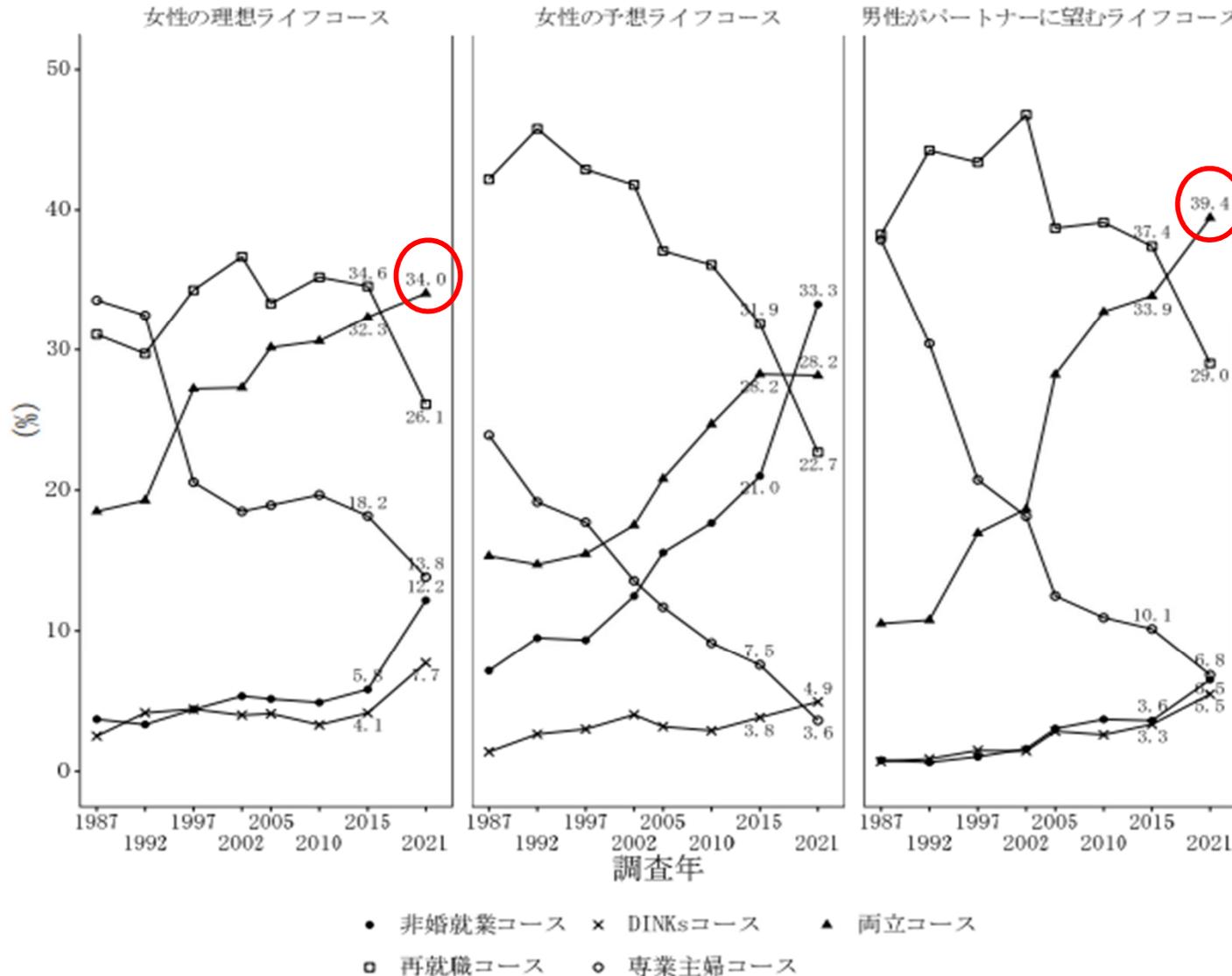
◆ 全世帯の3分の2が「共働き」。



- (備考)
1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
 4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

未婚者の理想のライフコース

- ◆ 未婚女性が考える「理想ライフコース」は、出産後も仕事を続ける「両立コース」が最多に。
- ◆ 男性がパートナーとなる女性に望むライフコースも、「両立コース」が最多に。

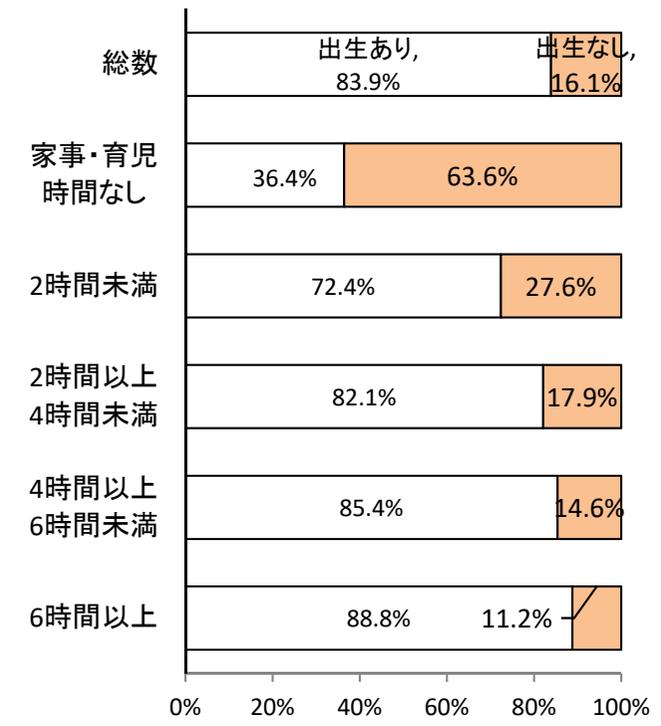
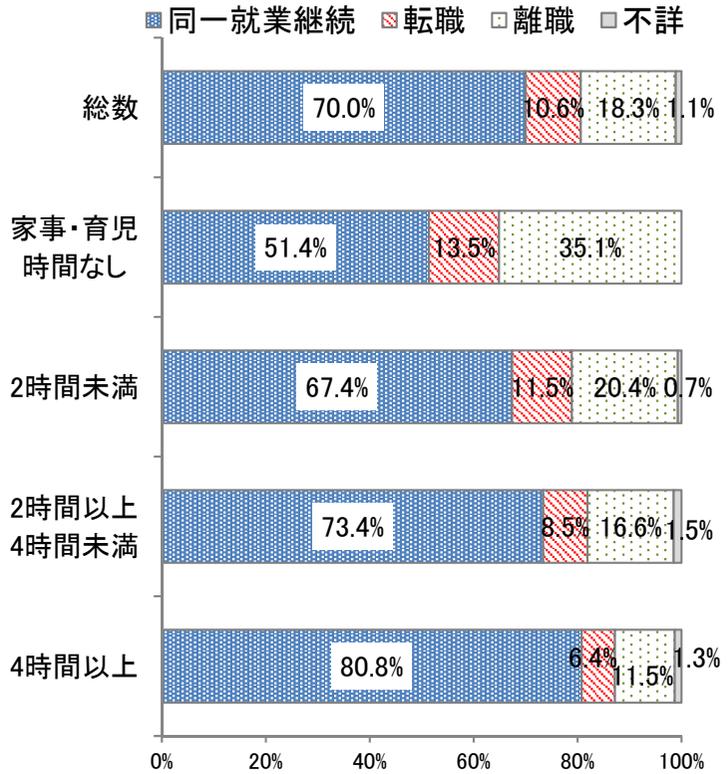
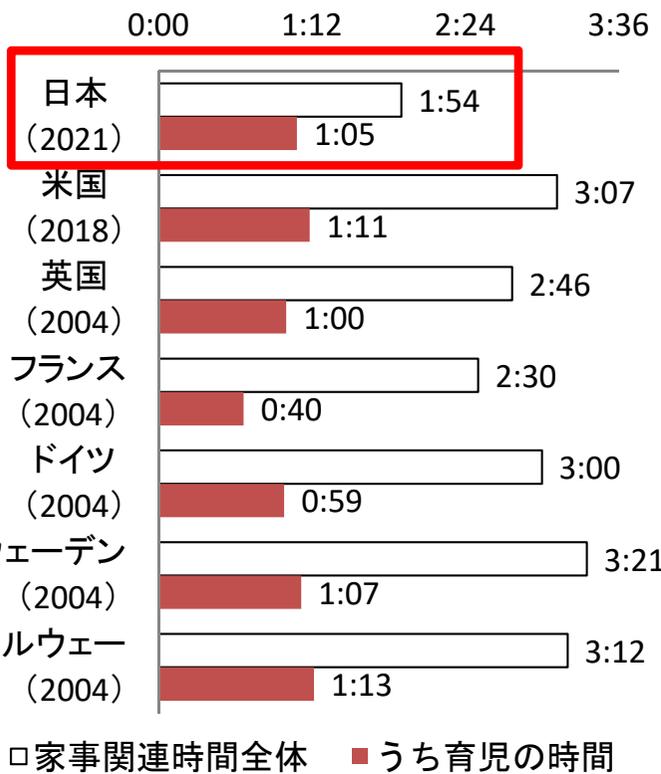


出典:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)
※対象は18~34歳の未婚者。その他及び不詳の割合は省略。

男性の家事・育児

◆ 日本の夫（6歳未満の子どもを持つ場合）の家事・育児関連時間は、2時間程度と国際的にみて低水準。

◆ 夫の家事・育児時間が長いほど、妻の継続就業割合が高く、また、第2子以降の出生割合も高い傾向。
 【6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり)】
 【夫の平日の家事・育児時間別にみた妻の出産前後の継続就業割合】
 【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】



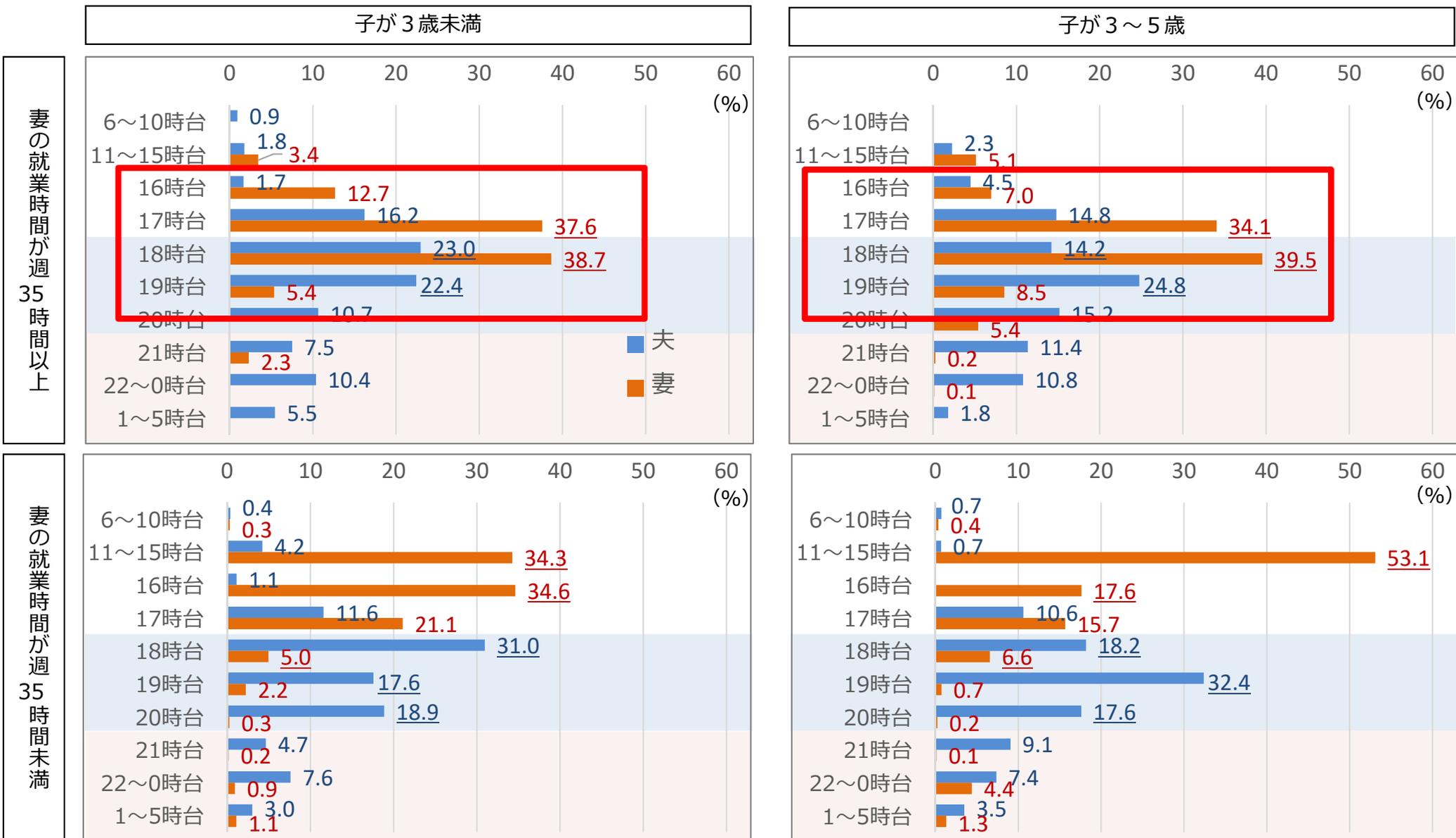
(備考) 1. Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2018) 及び総務省「社会生活基本調査」(令和3年)より作成。
 2. 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の時間である。

資料出所：厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査（2012年成年者）」（調査年月：2021年11月）より作成
 注：
 1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。
 ①第1回から第10回まで双方が回答した夫婦
 ②第1回に独身で第9回までの間に結婚し、結婚後第10回まで双方が回答した夫婦
 ③妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者で、この13年間に子どもが生まれた夫婦
 2) 9年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
 3) 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

資料出所：厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査（2012年成年者）」（調査年月：2021年11月）より作成
 注：
 1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。
 ①第1回調査から第10回調査まで双方が回答した夫婦
 ②第1回調査時に独身で第9回調査までの間に結婚し、結婚後第10回調査まで双方が回答した夫婦
 ③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦
 2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第9回調査時の状況である。
 3) 9年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
 4) 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

共働き夫婦の仕事のある平日の帰宅時間

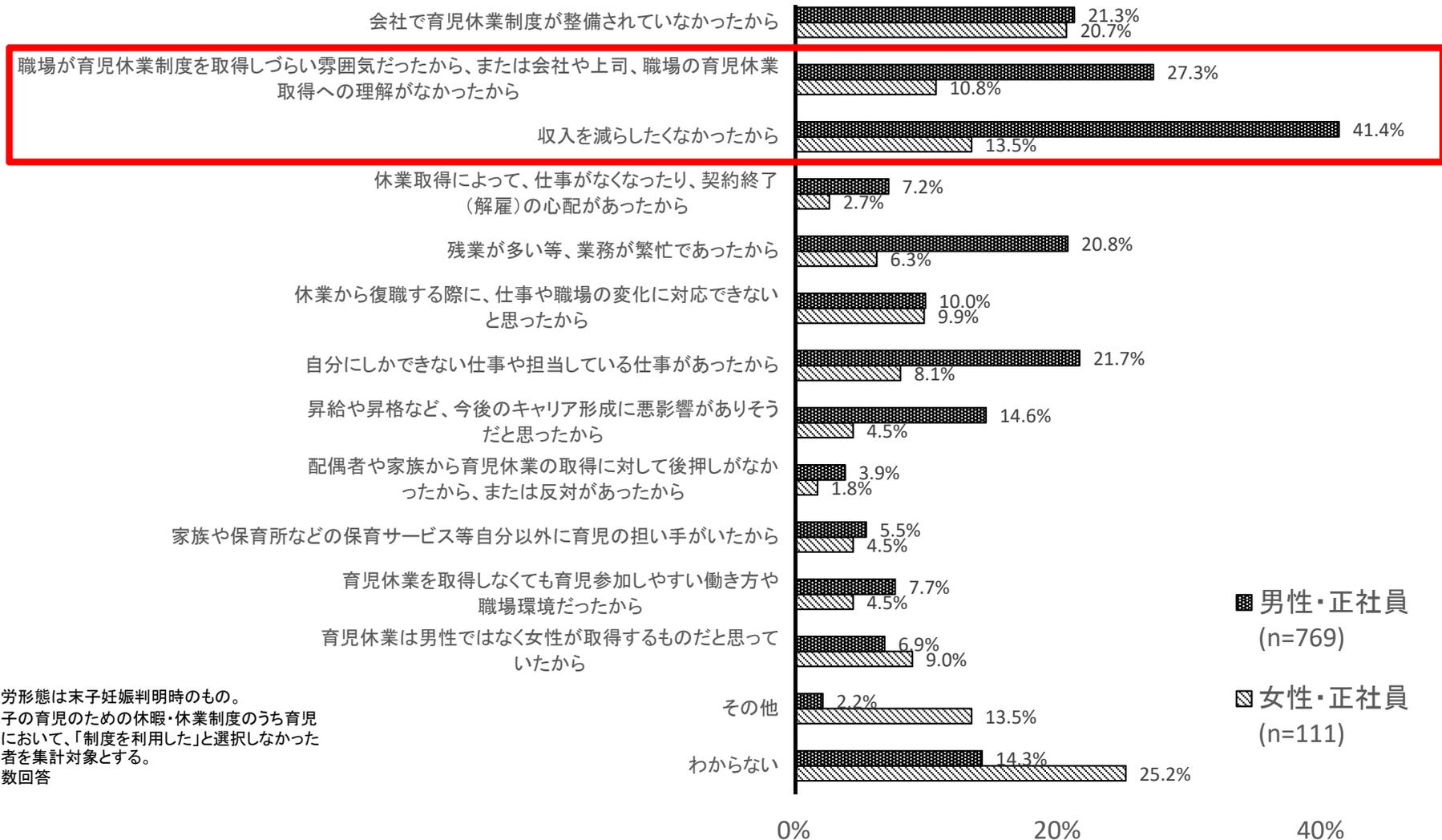
- ◆ 子がいる共働きの夫婦について、仕事のある日（平日）の帰宅時間は、女性よりも男性の方が遅い傾向。
- ◆ 保育所への迎え、夕食、入浴、寝かしつけなどの育児が女性に集中する「ワンオペ」がみとれる。



【出典】総務省「令和3年社会生活基本調査」より作成

育児休業制度を利用しなかった理由

- ◆ 「男性・正社員」では、「収入を減らしたくなかったから」、「職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから、または会社や上司、職場の育児休業取得への理解がなかったから」が多い。



※就労形態は末子妊娠判明時のもの。
 ※末子の育児のための休暇・休業制度のうち育児休業において、「制度を利用した」と選択しなかった回答者を集計対象とする。
 ※複数回答

保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業

1. 施策の目的

- 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な成育環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じこどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。については、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用認定の方法、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

2. 施策の内容

【事業内容】

①定期的な預かり

- ・ 定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・ 対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。
- ・ 集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。
- ・ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

②要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画（※）を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

（※）改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）

【補助単価】①・年間延べ利用児童数300人未満 : 1か所あたり 5,981千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
・年間延べ利用児童数300人以上900人未満 : 1か所あたり 6,326千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
・年間延べ利用児童数900人以上 : 1か所あたり 6,542千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）

② 1か所あたり 742千円

【補助割合】国：9/10 市町村：1/10